

以下の通り利用規約に同意し、申し込みます。

商工会議所 ITレスキュー隊

お申込書



お申込日 年 月 日

貴社名

貴社ご住所

お電話番号 - -

ファックス - -

E Mail @

ご担当者名

症状又はサポート依頼内容

項目にチェックを入れて下さい。
 ウィルスにかかっているかも...?
 プリントできなくなった...
 インターネットが繋がらない...
 パソコンが起動しない...
 その他

「商工会議所 ITレスキュー隊」サービス利用規約

豊中商工会議所（以下、「当所」という）が提供するITワンポイントサポート「商工会議所ITレスキュー隊」サービス（以下「本サービス」という）を利用するに当たり、次の通り利用規約（以下「本規約」という）を定めます。利用者は、本規約内容を承諾遵守し、本サービスを利用するものとします。

第1条（サービス内容）

本サービスの内容は、別紙ITワンポイントサポート「商工会議所ITレスキュー隊」メニュー（以下「メニュー」という）に記載されている範囲とする。

但し、メニューに記載されてあっても、利用者の機器利用環境等によってはサービス対象とならない場合があり、その場合、当所から作業依頼を拒否できるものとする。

具体的には、利用者自身等による自作PC、他社サポート契約済の機器及びネットワーク、又そのネットワークへの接続設定、他。

第2条（サービス料金）

利用者は、本サービスを利用した場合、メニューに記載されているサービス料金を当所に支払うものとする。

2. サービス内容及びサービス料金は、基本（出張）料を除いて、当所が現状確認後に利用者に対して事前説明の上、利用者の承諾を得て確定するものとし、万一、確定した作業以外の作業が必要となった場合は、その都度、利用者へ事前説明承諾を得るものとする。

3. サービス料金の支払は現金とし、利用者は、作業完了を確認した際に、現場で作業担当者に支払うものとする。

4. 但し、当所及び当所と提携関係にある商工会議所等の会員事業所以外の利用については、サービス料金の他に「基本（出張）料」と同額を非会員割増料金として加算請求する。

第3条（業務委託）

当所は、本サービスの提供に際し、サポート作業及びサポート料金徴収業務を有限会社アイアイいちまるよん（以下「委託業者」という）へ委託するものとする。

具体的には、利用者への事前状況確認、作業日調整、訪問、現状確認、サービス内容及び料金提示、作業実施、作業確認依頼、サービス料徴収、及びこれらに付随する業務を委託業者が行うものとする。

第4条（保証及び賠償範囲）

当所が利用者に保証する本サービスの保証範囲は、次項に定める保証期間中に、利用者が通常使用していたにも関わらず委託業者が行った作業内容の範囲内で不具合が発生した場合に限るものとする。

尚、利用者の故意又は不慮の操作ミス、異常な使用方法、ハード自体の故障が原因と考えられる障害、及び原因が特定できない障害は保証の範囲ではない。

2. 当所が利用者に保証する本サービスの保証期間は、本サービスの提供を受けた利用者が作業完了を確認した日以降7日間とする。

3. 本サービスの提供を受けた利用者から、当所に対して、保証範囲内で障害の発生報告及び復旧要請があった場合、委託業者は速やかに復旧作業を行うものとし、復旧作業に要した費用は一切請求しないものとする。

4. 万一、利用者が保証範囲内の障害発生に起因する損害を被った場合、当所は利用者が支払った当該サービス料金の範囲内で賠償するものとする。

第5条（守秘義務）

当所及び委託業者は、本サービスの遂行上知りえた利用者の業務に関する情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。

第6条（専属合意管轄裁判所）

本規約について紛議が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

平成15年5月1日制定

平成15年11月1日一部改定

事務局記入欄

受 付 者	備 考